

東京都船形学園

I 施設概要

所在地	千葉県館山市船形1377
-----	--------------

事業種別			定員
指定管理事業	第1種社会福祉事業	児童養護施設	64人

II 平成31年度の運営方針

豊かな自然環境のもと、児童一人ひとりの意思や個性を大切に、児童が安全で安心した日常生活を送る中で、心身ともに健全な成長を遂げ、将来に向けた自立の意欲や生活力を育てていくことを目標に施設運営を行う。

このため、指定管理者である船形学園の運営責任として、質の高い専門的な支援を引き続き実施するとともに、児童の成長、発達に相応しい施設環境の実現に努力する。また、リスクマネジメントを充実させるとともに、福祉人材の育成によって施設支援力を向上させ、児童が安全に安心して成長できる支援基盤の構築を目指す。

1 児童が安心して成長できる施設環境の提供

児童の生活展開は「室」を拠点とし、児童間の暴力、威圧、いじめ等のない安心して生活できる環境の提供に努め、社会の基本ルールや共同生活のマナーを身に付けられるよう支援する。

2 リスクマネジメントの充実

日常の些細な事故情報からも、注意深く事故防止の課題を読み取るよう心がけ、事故やヒヤリハットの状況に応じた組織的な対応に努める。

また、情報セキュリティ対策、感染症・食中毒の防止、災害時の対応については、マニュアルの整備・改訂や訓練等により、迅速に対応できる体制を整備していく。

3 福祉人材の育成

職員としての資質向上を図るため、外部研修・園内研修を組み合わせ実施するとともに、日常的なOJTの充実・強化を図る。また、専門研修を充実させるとともに、職種間の連携によって施設支援力の維持・向上を図る。

Ⅲ 実施計画

平成30年度末現在、入所児童全体で被虐待を理由とする児童が8割であり、約2割が精神疾患や発達障害により医療的ケアを要している。また、思春期を迎える中高生が5割を占めていることを踏まえ、児童相談所、学校、病院等関係機関と連携を図り、専門的支援の一層の充実が求められている。

平成31年度は、入所児童の健全な成長や自立を適切に支援していくため、以下の事項に職員一丸となって取り組む。

1 質の高いサービスの提供

(1) 専門的な支援の充実

各児童の自立支援計画は、前・後期にケースヒアリングを実施するとともに、新規入所児童については入所時カンファレンスを開催し、専門的見地からの所見を得て策定する。

自立支援計画策定後は、児童個々の要望や自立支援、家族交流等の課題に対応した個別支援行事を計画的に実施し、社会的経験の積み重ねを通じて自主性や自信回復を促進する。

また、心理的ケアや医療的ケアが必要な児童には、心理職員や専門医との連携・協力を進めるとともに、年齢別・個別の性教育の推進やセカンドステップ(子どもが対人関係を学ぶことで暴力を防ぐ教育プログラム)・CAP(子どもへの暴力防止プログラム)等により自他を害さない生き方を学ばせ、健全育成を推進する。

さらに、児童相談所や医療機関からの助言をもとに関係者が集まって児童支援について検討を行うなどにより支援の充実に努める。

* 心理面接の実施

実施人数	延べ400人	対象児童：20人
------	--------	----------

* 性教育の実施

実施回数	性の支援に関するガイドラインに沿って随時実施	対象児童：全児童
------	------------------------	----------

* セカンドステップ(子どもが対人関係を学ぶことで暴力を防ぐ教育プログラム)

実施回数	生活場面、横割り活動等で随時実施	対象児童：全児童
------	------------------	----------

* CAP(子どもへの暴力防止プログラム)

実施回数	外部講師により年3回実施	児童(小学生)2回及び職員対象1回
------	--------------	-------------------

(2) 家庭的な寮運営

家庭的な運営を推進するため、土曜・日曜・祝日の朝食を室で職員等が調理するほか、食材を児童と職員で購入して調理する自主調理や、調理職員が室に向向いて行う出張調理を実施する。

* 自主調理・出張調理の充実

自主調理	年32回	各室4回×8室
出張調理	年24回	各室3回×8室

(3) 家族再統合及び自立に向けた取組強化

児童相談所と連携して、家族再統合に向けた取組を進める。また、社会的自立を目指す高齢児童については、高校入学時からオリエンテーションを総合的に実施して、資格取得やアルバイト等の勤労体験を奨励するとともに自活訓練や社会学習等の実地体験を組み入れていく。

* 家族再統合

親子宿泊	延べ15泊	対象児童：5人
保護者との面会	延べ60回	対象児童：20人

* 自立に向けた支援

学習会等実施回数	延べ280回	中1～3生14人
自活訓練等実施回数	1人当たり7日	高校生13人程度

(4) アフターケアの充実

退所した児童については、職場・家庭・施設への計画的な訪問のほか、電話や来所での相談、激励助言など、自立支援コーディネーター等を中心にアフターケアの一層の充実を図っていく。

* 退所児童のアフターケア

実施人数	43人	対象児童：67人 【自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年】 (うち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童：24人)
------	-----	--

2 サービス内容の検証・改善

(1) 福祉サービス第三者評価の活用

平成30年度の実施では標準項目全てを満たしているとの評価を得た。

ア 平成30年度評価結果における「特に良いと思う点」

① 新たな養護理念の制定、会議・委員会の見直しにより、職員の施設運営に

対する参画意識が高まっている。

- ② 一人ひとりが大切にされていると実感できるよう、まずは子どもの話を傾聴し、向き合うことに尽力している。
- ③ 各種研修への参加やチーム会等で施設における支援のあり方を追求し、実践に移して学びを深めている。

イ 平成30年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

- ① 年齢差による生活リズムの違い等、現在の人員構成に関して施設は改善の必要性があるとの認識を持っているため着手されたい。
- ② 栄養と健康のつながりについて子ども・職員がともに学び合えるツールの作成、機会の創出等を検討されたい。
- ③ 組織体制の全体的な見直しと、新たな「養護理念」の制定を踏まえ、施設の現状に沿ったマニュアルを完成されたい。

ウ 「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

- ① 年齢差による生活リズムの違い等、現在の人員構成を改善する。
- ② 栄養と健康のつながりについて、子どもと職員が学び合えるツールの作成、機会の創出を検討する。
- ③ 組織体制の全体的な見直しと、新たな「養護理念」の策定を踏まえ、施設の現状に沿ったマニュアルを完成する。

(2) 苦情解決制度の充実

「権利擁護委員会設置要領」、「苦情相談員設置要領」に基づき、児童・保護者に適切に対応するとともに、児童に対するPR及び苦情相談員との相談コーナーや懇談会を実施し、相談しやすい体制づくりに取り組む。

第三者委員	相談実施回数
3人（弁護士、地域関係者、主任児童委員）	連絡会議年8回、相談コーナー年3回、児童懇談年5回

(3) 利用者満足度調査

実施内容	実施時期
寮代表者会議でテーマを設定	12月

3 公的な役割の強化

(1) 特別な支援が必要な児童の受入れ

平成31年度も引き続き、虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の問題を抱える児童等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れる。

(2) 専門的な支援技術等の普及啓発

施設のなかで蓄積されたノウハウや専門的な支援技術を継承するため、実習生や見学者を積極的に受け入れ福祉人材の育成に寄与していく。

事 項	延人数	内 容
保育士等実習生の受入れ	450人	養成校他22校
施設見学・研修の受入れ	30人	福祉施設職員他

4 人材の確保・育成の充実強化

(1) OJT推進体制の強化

OJT推進担当者や新任職員育成担当者（チューター）を配置するなど、職務を通じたOJTの活性化・定着化を図る。また、育成記録の内容の向上や引継ぎの徹底などを通し、お互いの支援内容を確認する。

(2) 計画的・効果的な研修の実施

専門的支援が必要な児童に対応するため、非常勤職員を含めた全職員を対象とした研修を実施し、技術の習得、知識や情報の共有化を図り、高い専門性やスキルを備えた職員の育成に努める。

研 修 内 容	対象者	実施時期
新任職員研修	新任職員	4～9月
養護課題研修（職場内）	全職員・地域	10・2月
施設視察（4施設以上）	全職員	10～2月
関係機関支援事業等事例検討会	全職員・他施設	年2回
研修報告会	全職員	朝礼時等随時実施
スーパーバイズ研修	全職員	年4回

5 運営体制の強化

(1) 権利擁護（虐待防止）の取組強化

「養護理念」、「船形学園虐待防止規定」の実践を徹底するとともに、権利擁護委員会委員による苦情解決システムのPR、児童への権利侵害防止の啓蒙活動として園独自の「しおり」を使用した勉強会を実施する。

また、支援した内容に自信が持てない時、適切でない対応をしたと思われる時でも、正直に報告、相談ができるよう職員同士がもっと気軽に話ができる機会を設けるなど、施設全体の風通しを良くし、職員同士の信頼関係を強くするような

雰囲気づくりに努める。

(2) 外部専門家、外部医師等との連携

児童の持つ様々な行動特徴を理解し施設支援力の向上を図るため、高い専門性とスキルを備えた外部専門家によるスーパーバイズ等を実施するとともに、医学的見地からの見立てや支援方法についての助言を得るため医師等による定期巡回指導を実施する。

(3) 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

「船形学園個人情報保護方針」、「個人情報取扱要綱」及び「船形学園情報セキュリティ対策基準」を遵守するとともに、情報セキュリティ管理者を設置し、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止等個人情報の適正な管理を徹底する。

(4) リスクマネジメントの徹底

事故防止について、報告→収集・分析→事例検討→対策実施のサイクルを日常業務として定着させるよう事故防止委員会を中心に組み組んでいくとともに、児童の安全で安心な生活の実現に向けて、下表の事項を実施する。

事 項	実施回数	内容・協力機関等
事故防止委員会	年4回	事件事例検討、対応策・予防策の検討
園内一斉安全点検	年12回	チェックリストにより園内の安全点検
救急救命講習会	年1回	派遣講師によるAED操作等講習会

(5) 災害・防犯対策の取組強化

夜間訓練を含む防災訓練を定期的実施し、災害時の防災対応強化を進めるとともに、災害対応の事業継続計画（BCP）に基づき緊急連絡等の初動体制確保の訓練を行うことにより大規模災害への備えを図る。

また、事業団全体で合同防災訓練を実施し、施設間の連携協力等についての取組強化を図る。

防犯対策については、館山警察署員を講師に迎え、講習の受講により、防犯対策意識の向上と防犯対策能力の体得を図る。

事 項	実施回数等	内容等
防災訓練	年15回	本園：年12回（夜間想定1回）
緊急参集訓練	年1回	携帯メールによる緊急連絡及び参集
不審者対応講習会	年1回	派遣講師による講習及び模擬体験訓練

(6) 働きやすい職場環境の整備

毎日行う朝礼の報告内容を充実させるとともに各寮における職員会議を積極的に開催するなど、より多くの話し合いの機会を確保することにより、コミュニ

ケーションの活発化と情報の共有化を図る。

また、児童に対する支援は施設全体で行うという意識を浸透させ、問題を個人や室単位で抱えることなく、施設として適切な対応ができる体制を構築する。

これらの取組を通して、職員が心身共に健康で、意欲を持っていきいきと働き続けられる風通しの良い職場づくりを推進する。

(7) 効率的な施設経営の実施等

業務の見直し、節電等省エネへの取組や契約内容の精査など効率的な施設経営に努める。

(8) 「部門長・グループリーダー制」による円滑な施設運営

「部門長・グループリーダー制」以前に養護係長が担ってきた業務のうち、主に入所調整業務等の対外調整や、職員へのスーパーバイズを部門長が担い、各寮との調整や職員への日常的な指導・助言等を支援グループリーダーが担う形での役割分担を進める。

また、次世代の監督職層を育成するために、中堅職員に棟のリーダーや各種委員会の運営をまかせ、園運営に参画させるとともに、OJTや研修への参加を促すことにより、積極的に育成を図っていく。

6 地域ニーズへの対応

(1) 地域における公益的な取組

社会福祉法の趣旨を踏まえ、地域の実情やニーズに応じて、地域で生活する住民等を支援するための取組を推進する。

園が開催する研修やCAP（子どもへの暴力防止プログラム）大人向けワークショップなどについて、通学校・近隣施設・地域からの参加者を募り実施する。

(2) 多様な主体との連携

児童の支援のためには、多様な主体との連携が必須である。平成31年度は、行事等の場面において、ボランティアと連携していく。

事 項	延人数	内 容
行事協力	10人	行事等ボランティア

(3) 地域との連携・協力関係の強化

地域最大の行事である船形地区祭礼に、職員が地元警察と連携し交通整理に参加するとともに、年間を通して小・中学校と連携し、校外指導等の協力及び地域と一体の安全対策を推進する。

地域の防災体制への協力、地域の各種活動への参加・協力など、地域と施設の相互交流を推進することにより、施設及び利用者に対する地域の理解がより深まり、地域に開かれた施設として運営できるよう、連携・協力関係を強化する。

また、学校との連携については、下表のとおり連絡会を開催する。

中学校連絡会・連絡協議会	年 11回
小学校連絡会・連絡協議会	年 3回

地域住民や近隣施設の児童職員等と学園の児童職員が園内での催しや活動を通して、交流を深め、お互いの理解と親睦を図る。

内容		対象者	利用者数
施設開放 (体育館)	空手教室	SKC武心館	登録人数52人×週2回
	バドミントン	2グループ	登録人数22人×週1回
	地区総会	堂の下区住民	100人
ふれあい祭		地域住民等	10月・450人
地域交流行事		地域高齢者等	11月・50人